

公立保育所民営化検証に係る報告書

(素案)

令和6年（2024年）月
吹田市

目次

はじめに	1
第1章 民営化実施に至る背景等	2
1 実施の背景及び取組内容	2
2 計画策定後における保護者への説明	3
第2章 移管条件の設定及び履行状況の確認	4
1 移管条件の設定と事業者の応募状況	4
2 保護者、事業者及び市の間での調整及び情報共有	6
3 保育の引継ぎ	7
4 移管条件に係る実施状況の評価	8
第3章 保育の内容等に係る評価	10
1 保護者による評価	10
2 福祉サービス第三者評価	11
第4章 民営化による影響	13
1 事業者負担	13
2 財政的影響	13
3 政策的影响	15
第5章 検証結果のまとめ	17
1 公立保育所民営化全般について	17
2 検証を終えて	18

参考資料　吹田市公立保育所民営化実施計画

公立保育所民営化検証に係る懇談会設置要領

公立保育所民営化検証に係る懇談会開催状況

民営化の経過

はじめに

吹田市では、保育の質を低下させることなく、量を確保し、保育環境の継続的な維持・充実を図るため、吹田市公立保育所民営化実施計画（平成25年度（2013年度）策定）に基づき公立保育所の民営化を進めてまいりました。令和5年（2023年）3月末には、吹田市公立保育所民営化実施計画において予定していた5園の民営化が完了しています。

民営化の推進に際しては、計画等の策定に始まり、保護者の皆様への説明、移管先事業者の選定、保育内容の引継ぎなど、多様な過程を経ており、その経過を整理するとともに、民営化の目的が達成できたのかどうかなどを検証することは、実施主体として非常に重要であると考えています。

そこで、令和5年度（2023年度）に、公立保育所民営化検証に係る懇談会を設置し、委員の皆様から専門的見地や客観的な視点での御意見をいただきながら、事業の検証を進めてまいりました。

本報告書では、民営化の過程、保護者の皆様の評価、民営化の効果等を総括しており、今後、市が保育環境の継続的な維持・充実に向けて更なる取組を進める際に参考とすべきものとなったと考えます。

最後に、民営化の推進に際して御協力をいただいた保護者の皆様、各民営化園の移管先事業者をはじめ、関係者の方々に心よりお礼を申し上げます。

第1章 民営化実施に至る背景等

1 実施の背景及び取組内容

アウトソーシングに係る方針の策定、民営化実施計画の策定、計画の修正といった段階を経て実施に至った。民営化実施時期については、保護者の不安を解消すること等の理由から、後年度に変更することとなった。

<参考 民営化の実施状況>

時期	背景
【アウトソーシング推進】 平成 23 年(2011 年) 8 月 ～ 平成 24 年(2012 年) 2 月	ア 行財政改革に取り組むため、「行政の維新プロジェクト 改革の工程」において、市の事業を見直す考え方を打ち出した。 イ 事業見直し会議において公立保育所を 5 園程度民営化することとした。 ウ 政策会議において、公立保育所のアウトソーシング推進に取り組むことを意思決定した。 エ 行政改革推進本部において、アウトソーシング推進計画を策定し、公立保育所 5 園を民営化することを決定した。
【実施計画の策定・ 民営化対象園の選定】 平成 24 年(2012 年) 6 月 ～ 平成 25 年(2013 年) 9 月	オ 公立保育所のあり方懇談会を開催し、今後の公立保育所運営のあり方等に係る意見を聴取した。 カ 民営化の目的や考え方、実施時期等の具体的手法を吹田市公立保育所民営化庁内検討会議で検討し、公立保育所民営化実施計画案を作成した。 キ 吹田市公立保育所民営化外部アドバイザーアドバイザーミーティングにおいて民営化園決定の考え方に対して意見聴取を行った。 ク 政策会議において、吹田市公立保育所民営化実施計画を政策決定し、公立保育所 5 園を民営化する目的等を具体化した。
【計画の修正】 平成 26 年度(2014 年度) ～ 平成 28 年度(2016 年度)	ケ 民営化を慎重に進めるため民営化時期を変更した。 コ 保護者の不安を解消するため、民営化の時期を再度変更した。 サ 保育ニーズの高まり等による情勢の変化を踏まえ、民営化の目的を財政健全化から保育環境の継続的な維持・充実に見直し、吹田市公立保育所民営化実施計画の前文を改訂した。

<参考 民営化等を検討した会議体の構成>

会議体	構成
公立保育所のあり方懇談会	学識経験者（4名） 福祉・教育関係者（4名） 市民代表（公募委員2名）
吹田市公立保育所民営化外部アドバイザーミーティング	学識経験者（2名） 福祉・教育関係者（2名） 市民（1名）
吹田市公立保育所民営化庁内検討会議	副市長（1名） 関係所管部長（6名）

<参考 民営化時期及び民営化保育所>

民営化時期	保育所名
平成30年(2018年)4月1日	南保育園
平成31年(2019年)4月1日	吹田保育園、藤白台保育園
令和2年(2020年)4月1日	岸部保育園、西山田保育園 ※岸部保育園は、事業者との協定解除により延期し、令和5年（2023年）4月1日に民営化

2 計画策定後における保護者への説明

保護者説明における主な意見としては、「民営化について納得のできる説明をしてほしい」、「民営化後に保育の質が確保されるのか懸念がある」などがあった。説明会を複数回実施したが、民営化に伴う影響や具体的なメリットなどを示すことが難しく、保護者の理解を得ることに苦慮した。

保護者に対しては、民営化により生まれる財源を活用することでどうなるのか、身近にイメージできるような説明が必要であった。

<参考 保護者説明会等の開催状況>

保育所名	民営化年度	開催回数	主な保護者意見
南	平成30年度 (2018年度)	15回	
吹田	令和元年度 (2019年度)	8回	
藤白台	令和元年度 (2019年度)	9回	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化に納得できる説明をしてほしい ・目的、財源効果を明確に説明してほしい ・民営化後の保育の質を確保してほしい
西山田	令和2年度 (2020年度)	12回	
岸部	令和5年度 (2023年度)	14回	

第2章 移管条件の設定及び履行状況の確認

1 移管条件の設定と事業者の応募状況

ア 移管条件の設定

職員配置については、事業者に対し、一定の実務経験年数を有する者の配置を求めるなど、条件は厳しいものであったが、移管後における保育内容の継続性を担保するため、市として条件を維持しながら移管を進めた。

一方で、保育需要の高まりにより待機児童が多く発生し、新しい保育施設が増えて保育士不足が生じていた時期であったが、事業者の尽力により条件を満たす職員配置がなされ、結果として保育内容の継続性が確保された。

<参考 主な移管条件>

移管に伴う保育環境の変化を最小限にして、保護者や園児に不安が生じることのないようにするために、以下の移管条件等を定めて公募を行った。

① 職員配置

施設長：保育所等で3年以上施設長または施設長に準ずる経験を有する者を配置。

保育士：3年以上の保育実務経験者を2分の1以上配置するとともに、10年以上の保育実務経験のある主任保育士等を必ず配置。

看護師：専任の看護師を常勤で配置。

② 保育内容

継続性を担保するため、保育所運営に関する条件を設定した。また、公立保育所の保育内容、運営に係る要点を参考資料に取りまとめ提示をした。

③ 移管後の運営

移管後、安定的な運営を継続させるため、三者懇談会での調整、移管前1年間の合同保育（職員の派遣を含む）、移管後1年間の引継ぎ保育、建物等の無償譲渡、10年間の保育所用地の無償使用、福祉サービス第三者評価受審などの条件設定を実施した。

イ 事業者の応募状況

3年以上、保育所等を運営する学校法人及び社会福祉法人を応募資格にしたことや、人員配置の条件を厳密に設定したことが影響し、事業者の応募はあったが少數にとどまった。

<参考 事業者の応募状況>

保育所名	募集年度	移管年度	応募資格 (対象地域)	応募数	選定事業者
南	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	市内	3	(福)こばと会
吹田	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	市内 (応募がなけれ ば北摂地域)	2	(福)こばと会
藤白台	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	市内 (応募がなけれ ば北摂地域)	2	(福)耕心会
西山田	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	市内 (応募がなけれ ば北摂地域)	1	(福)耕心会
岸部	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	北摂地域	2	(福)あおば福祉会

ウ 事業者選定

移管先選定委員会の構成に保護者委員（2名）を加えたことで、当該園の保護者意見を取り入れることができ、専門的な知見からの助言と保護者意見の両面を踏まえた選定ができた。また、審査の過程で、選定委員が応募事業者の運営する保育施設の見学し、実際の保育の様子を確認するなど、書面だけでなく実地を踏まえた選定ができた。

同時に2園（吹田保育園、藤白台保育園）の公募条件を検討する際は、1園だけでなく両園の保護者の意見を聞くなど、より多くの意見を取り入れる方法を検討する余地があった。

<参考 移管先選定委員会の構成及び選定方法>

① 選定委員会の構成（9名）

学識経験者（2名）、教育関係者及び福祉関係者（4名）、公認会計士・税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者（1名）、当該保育所に在籍する児童の保護者（2名）

② 選定方法

書類審査（応募者多数の場合の事前審査）、実地調査及び面接調査（保育内容を現場で確認し、応募事業者から企画提案を受ける）、最終審査（提出書類、実地調査及び面接調査を総合的に勘案して移管先を選定）

③ 審査及び採点

事業主体としての継続性及び安定性に関する審査項目だけでなく、保育内容の継続性等を審査するための項目を設定した。

採点においては最低基準点を設定し、一定水準以上の資質を持つ事業者を選定した。1園目の南保育園の選定では次点事業者枠を設定していなかったが、吹田保育園、藤白台保育園の選定から次点事業者枠を設定して進めることとした。

2 保護者、事業者及び市の間での調整及び情報共有

三者懇談会（円滑な引継ぎを図るため保護者、事業者、市によって構成）における保護者の質問は、移管後の保育に係る質の確保や継続性の担保に関するものが多く、市の見解を示しながら不安の解消に努めた。しかし、「引継期間が短い。」「民営化についての説明が不十分である。」との意見もあり、保護者に十分に理解を得ながら進めることに苦慮した。また、毎年度の入園児の保護者には民営化の概要が分かりにくく、進捗状況が見えにくい状況もあった。

合同保育前からの事業者と民営化園の職員間の情報共有を図る会議（2園会議）や、保護者が保育や給食の内容を実際に確認する機会を持ったことで、保護者の不安の解消につながった。

保育内容については、三者懇談会で情報共有を図っていたが、保育の実践段階では保護者、事業者、市の認識のすり合わせに労力を要することとなった。

<参考 情報共有等の取組>

① 保護者意見への対応

三者懇談会開催前後にはアンケートを行い、意見を集約し、回答した。

② 情報共有の取組

民営化の進捗状況等の概要をまとめた文書（民営化通信、民営化ニュース）や、三者懇談会の議事要旨を保護者全員に配付し、情報共有に努めた。

③ 三者懇談会

移管前においては、事業者との引継ぎ状況や合同保育の状況を共有し、民営化後の変更点などの合意形成を図った。また、移管後においても必要に応じて開催し、引継ぎ保育の状況や保護者の意見を確認した。また、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症対策によりZoom会議や電子ツールでの連絡やアンケートなどでも対応を行った。

④ その他

運動会等の行事も相互に見学し、保育内容の情報共有・認識共有を進めるとともに、事業者が運営する保育園の見学会や給食試食会を開催した。

移管後は、園において保護者と事業者の2者間で話す機会が多くなることで、三者懇談会の他に、調整や情報共有が行われる機会が増えた。

<参考 三者懇談会の開催状況>

保育所名	移管前	移管後	合計
南	8回	3回	11回
吹田	7回	1回	8回
藤白台	5回	2回	7回
西山田	7回	2回	9回
岸部	10回	2回	12回

※令和6年2月現在

3 保育の引継ぎ

ア 合同保育

- ① 事業者の担当保育士が毎日参加することで、公立保育所の保育内容や取組についての引継ぎが適切に進んだ。
- ② 事業者の職員と保護者が接する機会を設けることで、園児や家庭の状況も共有することができた。
- ③ 個別具体的な保育内容の引継ぎは、全て網羅することは難しかった。
- ④ 事業者の保育手法や行事等の取り組み方、保護者や家庭への関わり方が公立とは異なっていたこともあり、どこまで引き継ぐべきか判断が難しい部分が生じた。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策により、令和2年度以降は例年の取組ができる中、行事等を引き継ぐことに困難が生じた。
- ⑥ 移管3か月前から合同保育に入る職員を設定したため、事業者は合同保育前のその年度の当初から職員を確保しておく必要が生じた。

イ 引継ぎ保育

- ① 移管後も一定期間、公立保育所の職員が残ることで、移管後における職員の入れ替わりに対する園児及び保護者の不安に対応することができた。
- ② 事業者が新たに配置する職員に対しても、フォローを行うことで円滑な移管につながった。

<参考 合同保育参加職員>

区分	人数	期間	役割
1 園長予定者	1名	1年間	行事等の確認、引継ぎの計画
2 主任予定者	1名	1年間	保育内容の引継ぎ
3 保育士代表	1名	9か月間	保育内容の引継ぎ
4 担任予定者	6名	3か月間	保育内容の引継ぎ
5 看護師	1名	3か月間	看護師業務の引継ぎ
6 調理員	1名	3か月間	調理員業務の引継ぎ

<参考 引継ぎ保育参加職員>

区分	人数	期間	役割
1 元園長等	1名	1年間	全体の保育の引継ぎ状況等を確認
2 乳児担当	2名	6か月間	主に乳児の保育の引継ぎ状況を確認
3 幼児担当	1名	3か月間	主に幼児の保育の引継ぎ状況を確認
4 看護師	1名	1か月間	看護師業務の引継ぎを確認
5 用務員	1名	1か月間	用務員業務の引継ぎを確認

4 移管条件に係る実施状況の評価

ア 保育所運営に係る条件（保育内容、定員等）

- ① 定員を縮小させることなく、保育所保育指針に基づいて保育課程を組み、保育に取り組まれており、移管条件どおり実施できている。
- ② 公立保育所では保育内容等についての共通マニュアルだったが、移管後は各園の具体的な実践に合わせて、事業者によりマニュアルが作成され運営されている。
- ③ 機械警備や防犯カメラ、食器洗浄機の導入などの機械化が進み、効率化が図られた。
- ④ 園外保育・食育の充実や保護者との情報共有アプリの導入など、独自の取組も始まっている。

イ 保育体制に係る条件

- ① 事業者が公立時の会計年度任用職員の継続雇用に積極的に取り組んだ結果、民営化後も一定人数が継続して就労することとなり、園児や保護者の不安の解消につながった。
- ② 雇用条件は公私間の違いがあり、雇用条件を引き継ぐことにより事業者に負担が生じた。
- ③ 事業者において移管条件に沿った職員体制の確保に継続的に努めておられたが、人事異動など職員体制の変更が生じることもあった。
- ④ 専任の看護師の配置は、保育の引継ぎをしたうえで、事業者の中で看護師の必要性や業務内容を再確認することが必要となった。

ウ 発達支援保育

移管条件のとおり利用枠は引き継いでいるが、近年は多様な事業の活用により発達支援保育の利用者が減少する。その一方で、配慮を要する児童は増加している状況にある。

エ 地域子育て支援事業

移管後の初年度については、園の教育・保育の引継ぎ、円滑な園運営に注力しているため、地域子育て支援の本格的な実施は難しかった。2年目以降は、年度を通じ、様々なメニューで取り組んでいる。

<参考 移管に際しての用地及び建物等の取扱>

- ① 用地については、10 年間は無償貸付（敷地所有者が市ではない園については市が借地料相当額を補助）
- ② 建物等については、10 年間は用途を保育所に限定する条件を付し、移管先事業者に無償譲渡

第3章 保育の内容等に係る評価

1 保護者による評価

ア 保護者の満足度

全園で回答率は約70%で、民営化に対する高い関心が示されている。

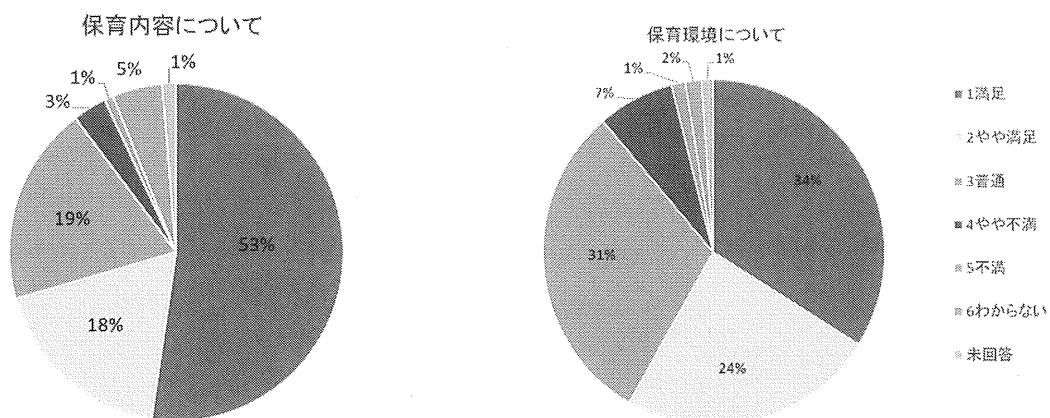
保育内容に関する満足度は概ね高い(71%)。また、保育制度の変更や物価高により給食費の変更はあったが、給食についての満足度も高い(77%)。

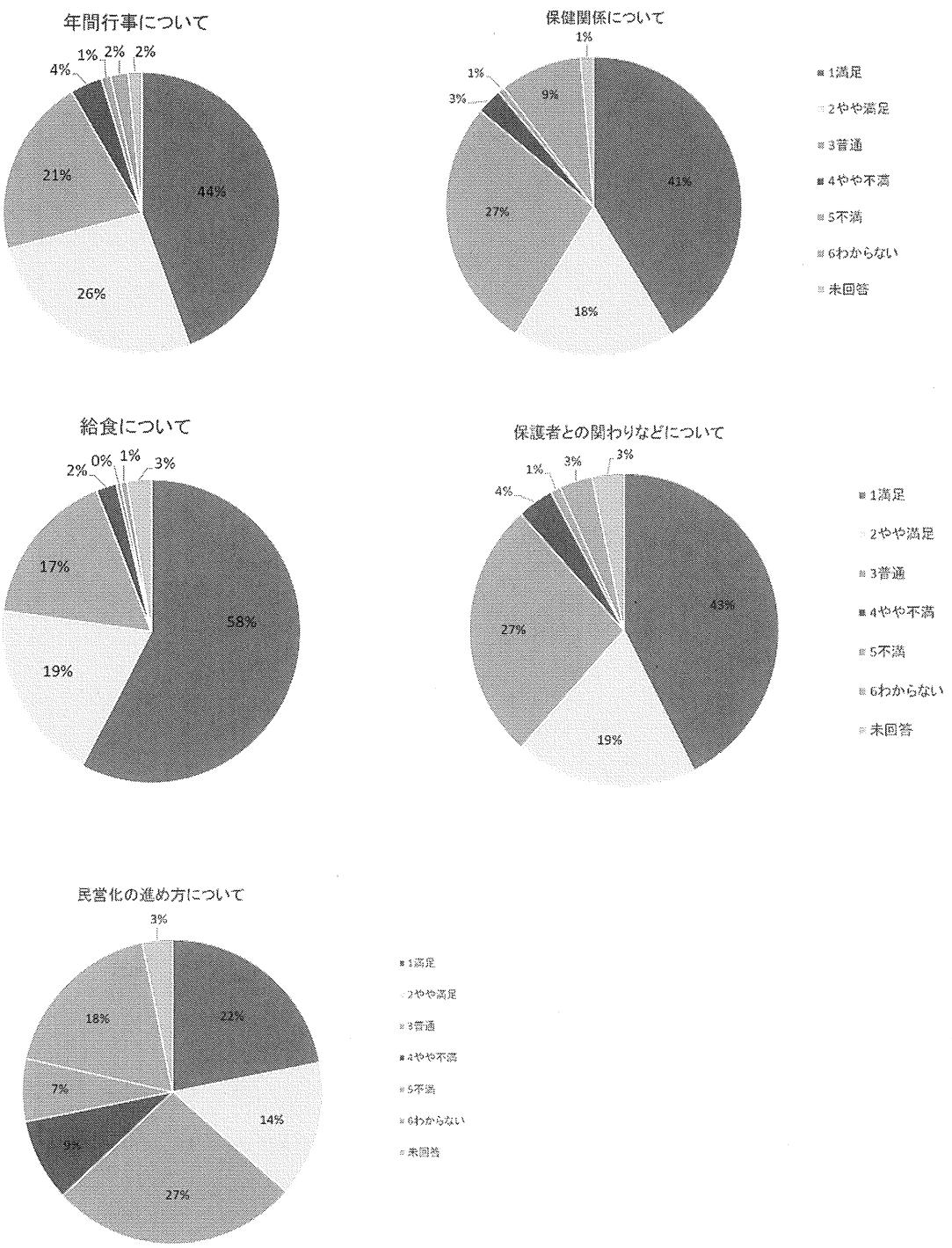
オンライン写真販売やメール連絡などの新システム導入で保護者の利便性向上が図られたこともあり保護者との関わりなどについても満足度が高い。新たな保護者負担の場合においても事業者からの事前説明などで丁寧に進められている。

その一方で民営化前後の市の対応に関する満足度は低い。自由記載欄では市に対する様々な意見、要望があった。特に分かりやすい説明が求められていたが、対応できていなかった。また、民営化後に入園した保護者もいたことにより、「わからない」という回答も多くみられた。

<参考 保護者アンケート結果（5園合計）>

民営化後概ね1年後に在園の保護者に民営化に係る保護者アンケートを実施した。結果は園に結果報告書冊子を設置するとともに、市のホームページで公開している。





2 福祉サービス第三者評価

ア 福祉サービス第三者評価結果報告書による評価

民営化後に実施した、福祉サービス第三者評価結果からは、各園で民営化後の保育所運営において保護者からの信頼性が高く、園児や保護者との関係構築がされていることがわかる。また、施設の老朽化に伴う安全面の指摘もある。

今後の保育所運営に、詳細な評価結果を踏まえ、各園の特色も出しながら、よりよい保育の実践が進むことを求めている。

<参考 福祉サービス第三者評価実施状況>

福祉サービス第三者評価受審を移管条件に設定しているため、市は受審に係る事業者の費用負担に対して助成制度を創設しサポートを行った。受審は民営化後の保育体制が安定した時期で、事務負担や新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して行った。

結果報告書は事業者と市のホームページの両方で公開している。

保育所名	南	吹田	藤白台	西山田	岸部
民営化 年度	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
評価年度	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 6 年度 (2024 年度) ※予定

第4章 民営化による影響

1 事業者負担

ア 事業者が苦慮した事項・経済的な負担等

合同保育、引継ぎ保育の実施とその期間を十分にとったことが、民営化後の円滑な園運営につながっている一方で、合同保育の入件費の面では市の補助だけでは対応できず、人材確保の面でも事業者の負担があった。また、事業者の既存園から年度途中の人事異動があることにより、既存園の園児、保護者、職員に影響があったとのことである。

施設が老朽化していたため、民営化前には市が優先的に修繕をしていたが、民営化直後から修繕や建替えの対応が必要となった。施設の老朽化が深刻であったとの意見が多くかった。

公立保育所で行っていた保育を引き継ぐことと、民間の自主性を発揮することの調整の難しさがあった。

<参考 事業者へのヒアリング>

引継ぎ保育の終了頃に、事業者ヒアリングを行い、民営化事業の課題や民営化にあたり苦労されたことなどをお聞きした。

2 財政的影響

ア 民営化実施による財政的影響

民営化前後の各園運営費における市の実負担額を算出すると、想定したとおり1園あたり約8,000万円になっており、財源確保としての効果が確認できる。

平成30年度以降は、引き継ぎ子ども・子育て支援の充実に取り組んでいるが、並行して公立保育所民営化に取り組んだ結果、市の実負担額の急激な増大を防ぎ、保育の量的確保のほか様々な面での子育て支援の充実につながった。

また、移管後に事業者により行われている園舎建替えにおいても、私立園としての建替えになり、国庫補助の活用と事業者負担により、市の実負担額軽減されている。

<参考 民営化による財源効果額>

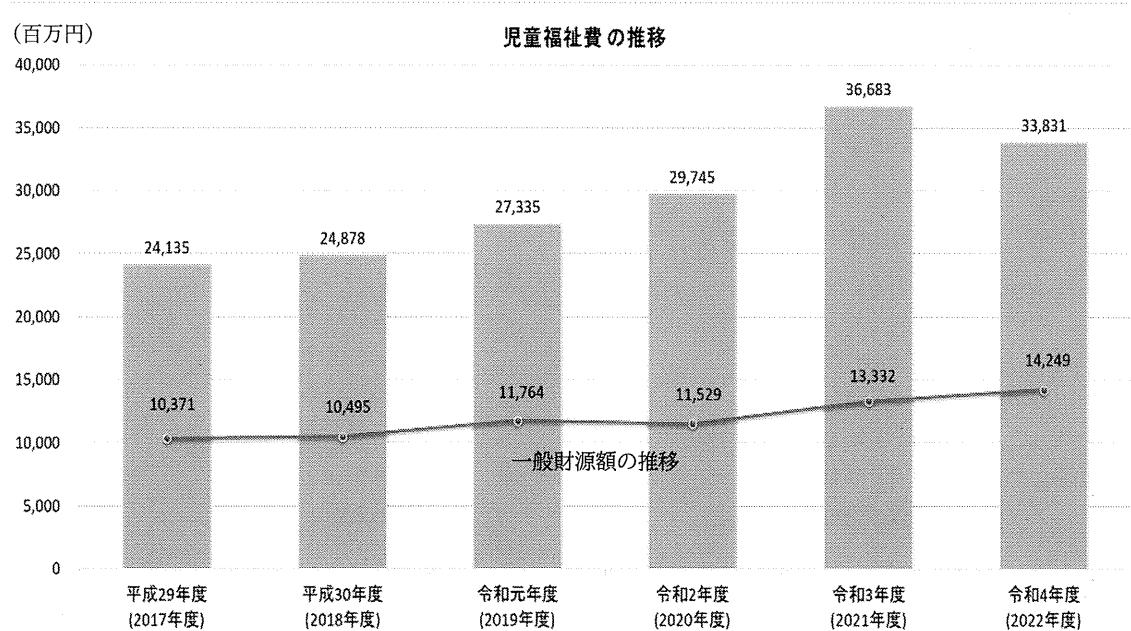
(単位：千円)

民営化年度	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)		令和 2 年度 (2020 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
保育所名	南	吹田	藤白台	西山田	岸部※2
民営化前年度の市実負担額【A】※1	132,532	143,776	167,626	141,052	173,227
民営化実施年度の市実負担額【B】※2	68,125	62,626	67,539	61,964	63,525
財源効果額 (削減額)【C】	64,407	81,150	100,087	79,088	109,701
財源累積効果額 (累積削減額)【D】	64,407		245,644	324,732	434,433

※1 【A】・【B】の市実負担額には、普通建設事業費など経常的な経費ではないもの（耐震補強工事、大規模改修工事など）は除く。なお、設置主体の公私の違いにより、地方交付税の算定に影響が生じる場合があるが、市税収入の状況や他の項目の状況、配分の原資となる国税の収入状況等も大きく影響を受けるほか、そもそも地方交付税が用途を特定しない一般財源であるため、公立保育所民営化という施策の財源としての取扱は適切ではないため、地方交付税は算入していない。

※2 岸部保育園の民営化後（令和 5 年度）の決算額は未定であり想定値。

<参考 児童福祉費の推移>



3 政策的影響

ア 子育て施策の拡充内容等

子育て支援の一環である待機児童対策において、取組の成果が顕著に現れた。平成28年度の待機児童数は230人であったが、令和4年度には解消され、市全体で保育の提供量が拡大し、利用児童数も増加している。

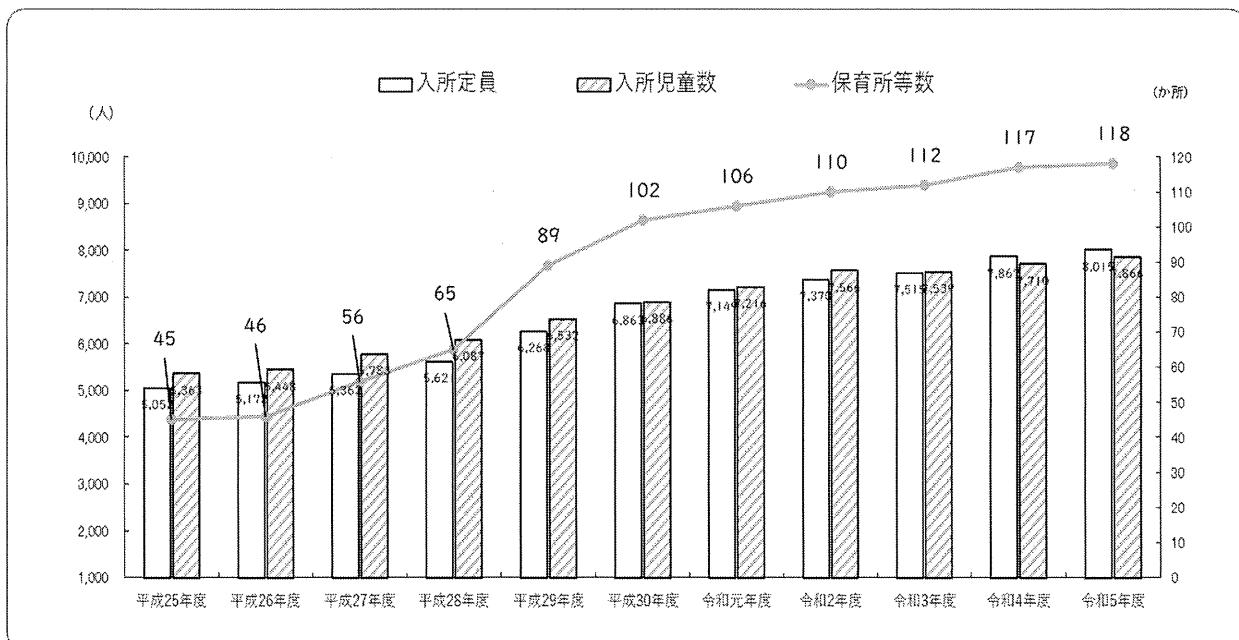
また、病児・病後児保育事業の対象児童の拡充、子ども医療費の助成対象の拡大、保育人材確保のための給付金制度の創設なども行った。

新たに創設された保育施設や、既存の保育所や幼稚園が認定こども園に移行することで、待機児童が解消され、地域の子育て支援体制が拡充されていた。子育て家庭が利用できる保育施設が増加し、多様な保育ニーズへの対応が進んだ。

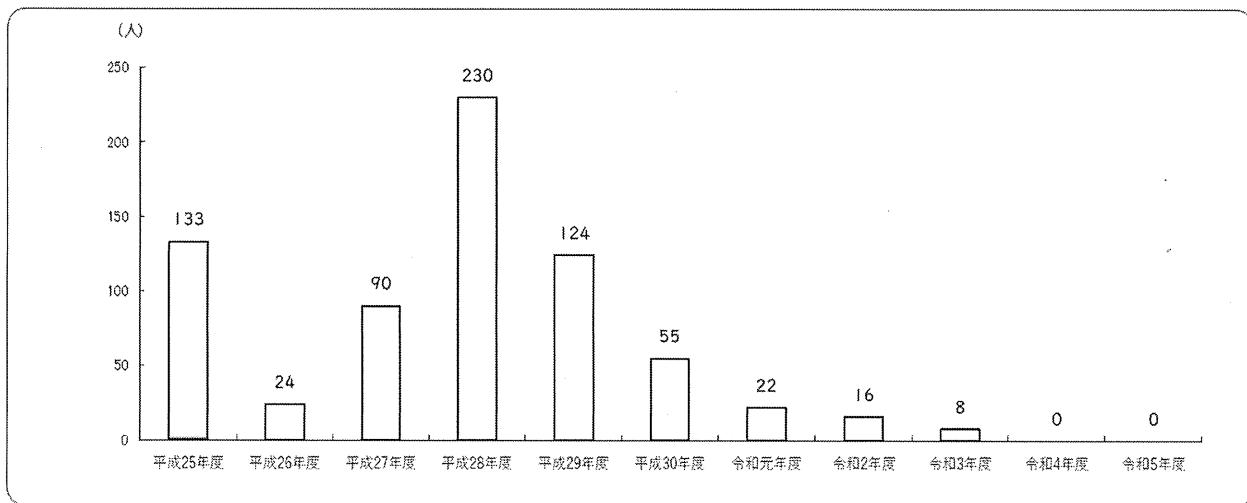
加えて、民営化園においても事業者により園舎の建替えが早期に進められていることにより、公立よりも園児の保育環境の改善が進んでいる。

民営化に伴った発達支援保育や要配慮保育などの提供においては、利用に大きな影響は生じなかったものの、これらの成果を維持するためには引き続き調整とモニタリングが必要である。今後とも地域全体での子育て支援の持続的な展開が必要である。

<参考 保育所等の状況>



<参考 待機児童数の推移>



第5章 検証結果のまとめ

1 公立保育所民営化全般について

吹田市公立保育所民営化実施計画では、民営化の目的を「質を低下させることなく、量を確保する」ためとしており、民営化に伴い保育の実施主体が市から民間に変わることとなったが、移管条件を詳細に設定したことにより、基本的な保育内容等に大きな変化が生じることなく、保育内容の継続性を保ちながら移管を進めることができた。また、量の確保については、平成28年度が最も待機児童が多い状況であったが、民営化の推進による財源確保を見込んで保育施策を拡充したことによって令和4年度には待機児童の解消につなげることができた。

しかしながら、民営化を進める過程においては、保護者に民営化の目的や効果等の説明を行ったが、在園児の保護者においては利用する保育所の民営化を想定していなかったこともあり、必要性に関して市民の十分な理解を得ることが難しく、当初の計画から10年以上の歳月を有し、相当な時間と様々な関係者の多大な労力を費やした。また、民営化に向けて事業者選定が進む中においては、保護者同士の意見調整や選定委員会への参画などに伴い、保護者に負担が生じた。

民営化前後においては、特に待機児童が多い状況であり、保育士不足が生じていたが、事業者の尽力によって人員配置や事業者独自の取組が進められたことに伴い、民営化後における保護者の満足度はおおむね高い結果となった。一方で、事業者による人材確保の負担や、老朽化した園舎の修繕に伴う経済的な負担が生じた。特に、教育・保育は「人が人を育てる」ものであり、職員一人一人が保育理念に従って個々の保育の実践を積み重ねるものであるため、設置団体により保育理念から実践に繋がる考え方などの微妙な差異が保育の実践の違いになり、保育の引継ぎにおいて、それぞれに葛藤を生ずる原因にもなったことは留意すべき点である。

最近においては、民営化した保育所において園舎の建替えが進められており、公立では難しかった保育環境の改善が事業者による尽力で進むこととなった。ただ、移管に際しては、アスベストほか古い建物・設備の状況を履歴も含めて引継ぐことは極めて困難で、園舎を現状のまま移管することの課題は大きい。

また、移管の過程で移管先事業者との契約上のトラブルが生じ、現在も係争中であり、市としても想定外の対応が発生していることも言及せざるを得ない点である。

2 検証を終えて

当初、公立保育所民営化に係る計画を策定してから、民営化時期を変更したことなどによって10年が経過することとなり、子育て支援新制度の開始に伴う保育施設の多様化、保育所保育指針の改訂、幼児教育・保育の無償化など、保育を取り巻く環境については大きな変化が生じ、当初の想定と異なる状況のもとでの移管になった面もあった。今後、公・私立保育施設の園舎更新、医療的ケア児をはじめとする配慮が必要な児童の増加など対応すべき課題も多く、さらにその先には児童数の減少への対応も求められることになり、そのような状況に適合する対応を考えいかなければならない。

民営化の実施により、計画時に見込んでいた財源を確保し、その上で保育環境の継続的な維持・充実を図ることができたが、一方で課題を残すものでもあった。ただ、この取組の中で改めて認識を深めたことは、様々な事業を実施する際には、目的、手法及び進捗状況を市民に分かりやすく説明しながら進めることの重要性である。

今後、民営化の効果や課題を踏まえながら、児童数の推移や保育ニーズの変化を的確にとらえ、教育・保育施策の維持・充実に引き続き取り組んでいきたい。

吹田市公立保育所民営化実施計画

吹 田 市

- ◆1ページの「1 はじめに」を平成28年（2016年）5月に改訂しました。
- ◆10ページ及び13ページの民営化時期は、平成27年（2015年）8月に下記のとおり変更しました。

民営化時期	民営化保育所名
平成30年(2018年)4月1日	南保育園
平成31年(2019年)4月1日	吹田保育園及び藤白台保育園
平成32年(2020年)4月1日	岸部保育園及び西山田保育園

目 次

1 はじめに

2 民営化実施の基本的な考え方

(1) 民営化の手法

(2) 民営化後の事業主体

(3) 民営化移行準備期間の設定

(4) 民営化園の発表と保護者説明会

(5) 事業者の選定方法

(6) 三者懇談会の設置

(7) 合同保育と引継ぎ保育

(8) 民営化移行準備期間における市の役割

(9) 財産

(10) 民営化後の保育所運営に関する条件

(11) 民営化後の市の責任と支援体制

3 民営化する保育所選定の基本的な考え方

(1) 民営化園選定基準

(2) 実施年次選定基準

(3) 選定の基本的な考え方に基づいた民営化園の選定と年次計画

参考資料 民営化対象保育所の選定表

待機児童解消アクションプランに係る概算予算額

1 はじめに

本市は、子どもの権利条約の趣旨を尊重し、家庭や地域社会の援助とそれにかかわる機関の連携に努め、子どもが健やかに成長・発達する権利及び親が子どもを養育する権利と責任がともに実現する、すべての子どもが健やかに育つまちづくりを進めてきたところです。

ここに本市はその基本方向に沿って、「質を低下させることなく、量を確保する」保育政策を進める立場を明確にさせていただきます。

その上で、なぜ今公立保育所の一部を民営化するのかという点について、本市が希求する、「健康で安心して暮らせるまちづくり」という理念に基づいた「保育」のあるべき姿をこれからも財政的根拠を持って守り育むための方策である、ということを御理解いただけなければなりません。

このような考えに基づき、行政の維新プロジェクトの一環で平成25年(2013年)9月に市全体の予算支出を削減する「手段」として策定した民営化実施計画について、その「目的」を本市がこれまで進めてきた保育政策の方向性と整合する観点から改めて整理し確認するものです。

平成27年(2015年)からの「吹田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき中長期的に保育力を整備する一方で、近年の急激な保育ニーズの高まりに対応するため、平成28年(2016年)4月に「待機児童解消アクションプラン」を策定し緊急及び短期の対策を講じることを明らかにしました。

保育環境の継続的な維持・充実は自治体の基本的な責務であることから、これらのプログラムを計画的に推進するための具体的な財源確保策についても示す必要があります。すなわち保育の必要な全ての児童を受け入れるために、本計画で示した公立保育所5園の民営化を実施し、その財源の一部とさせていただきます。

最後に、今後も保育の質を低下させることのない保育行政を推進することをお約束します。

平成28年(2016年)5月 吹田市長 後藤圭二

【本計画の策定経過】

- 平成 23 年 11 月 5 園程度のアウトソーシング推進方針を政策決定
- 平成 24 年 2 月 「吹田市アウトソーシング推進計画」策定（公立保育所 5 園の民営化計画公表）
- 平成 24 年 6～12 月 「吹田市公立保育所の方懇談会」を開催し意見聴取
- 平成 25 年 6～9 月 「吹田市公立保育所民営化府内検討会議」及び「吹田市公立保育所民営化外部アドバイザーミーティング」開催
- 平成 25 年 9 月 「吹田市公立保育所民営化実施計画」策定
- 平成 28 年 5 月 民営化の目的を財政健全化から保育環境の継続的な維持・充実に見直し、計画の「はじめに」を書き換え

2 民営化実施の基本的な考え方

(1) 民営化の手法

公立保育所を民営化する手法としては、設置主体及び運営主体と共に移管先に移行する「民設民営方式」と、運営主体のみを移行し指定管理者制度などを活用する「公設民営方式」が考えられます。

本市においては、民間事業者による柔軟な運営、自主性、経営の継続性、安定性、本市の財政面や人的効果などを考慮し、私立保育所として設置主体も運営主体も民間事業者に移行する「民設民営方式」とします。

(2) 民営化後の事業主体

保育所の運営は、平成12年（2000年）に規制緩和され、さまざまな事業者の参画が可能となっています。そうしたなか、民営化後の事業主体は、保育所もしくは認定こども園または幼稚園の運営に実績があり、保育内容の継続・向上ができ、保育内容の安定性を確保できる民間事業者とします。

(3) 民営化移行準備期間の設定

民営化園の発表から民営化実施までの期間に、保護者の理解を深めながら引き継ぎ体制を整備するための民営化移行準備を行います。また、民営化移行準備には、十分な期間を設けます。

ア 民営化園の発表から民営化実施までの期間に、民営化移行準備として、保護者説明会、事業者選定、市・当該園の保護者代表・事業者による三者懇談会、合同保育を行います。

イ 民営化園の発表から民営化実施までの期間は、最低2年を設けます。

ウ 事業者決定から民営化実施までの期間は、最低1年半を設けます。

(4) 民営化園の発表と保護者説明会

民営化園の発表後、速やかに当該園の保護者に対し説明会を実施します。また、当該園の保護者には民営化に関するアンケートも実施します。

(5) 事業者の選定方法

事業主体となる民間事業者の選定については、公募によるものとし、当該園の保護者代表を含めた選定委員会を設置し、事業者を選定します。

ア 事業者募集

- (ア) 事業者募集は、公募とし、企画提案型（プロポーザル）により選定します。
- (イ) 公募情報は、市ホームページなどで広く周知します。
- (ウ) 公募要領は別途定めることとしますが、保護者アンケートの結果を踏まえたものとします。

イ 事業者選定

- (ア) 選定にあたり、学識経験者、当該園の保護者代表などを含めた選定委員会を設置します。
- (イ) 事業の目的・理念、運営の透明性、社会的信望、社会福祉事業に関する知識・経験、資金計画・経理状況等、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容を継続・向上できるかどうかを審査します。
- (ウ) 選定基準は別途定めることとしますが、保護者アンケートの結果を踏まえたものとします。

ウ 事業者の決定・公表

事業者の決定については、当該園の保護者だけでなく、広く市民に公表します。民営化実施までに最低1年半を設け、民営化実施の前年度の4月1日入所を対象とする入所申込一斉受付開始までに周知します。

エ 協定の締結

- (ア) 市と事業者で協定の締結を行います。
- (イ) 協定の内容は、民営化移行準備期間に行うべきことや、市と事業者の役割の確認等とします。

(6) 三者懇談会の設置

市・当該園の保護者代表・事業者による三者懇談会を設置し、民営化に伴う様々な調整事項につき、三者の合意形成を図ります。

(7) 合同保育と引継ぎ保育

民営化に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行うとともに、現行の年間行事等を含めた保育内容の継続のために、民営化前に合同保育を実施し、また民営化後に引継ぎ保育を行います。

ア 合同保育

- (ア) 合同保育では、民営化の1年前から、段階的に事業者の保育士等が当該園に入り保育等を行います。
- (イ) 合同保育期間中に事業者側に係る費用については、市は助成による支援を検討します。

イ 引継ぎ保育

- (ア) 引継ぎ保育では、民営化後に、当該園に勤務していた施設長等が、原則として1年間、定期的に当該園を訪問し事業者からの相談等に応じ、保育の引継ぎを行います。
- (イ) 引継ぎ保育では、協定等に従い適切な保育が行われているかを確認します。

(8) 民営化移行準備期間における市の役割

市は民営化移行準備期間において、協定等に従い移行準備が適正に実施されているか進行管理を行い、必要に応じて事業者に対し、研修等必要な支援を行います。

(9) 財産

土地は有償賃貸、建物・備品等は有償譲渡を基本としながらも、土地については賃料が高額になること、また、建物等については建設から相当年数が経過していることもあり、民営化後の安定的な運営を継続させるために、減額、無償、助成等必要な対応を検討します。

(10) 民営化後の保育所運営に関する条件

民営化に伴う保育環境の変化を最小限にするとともに、保育所としての役割を果たすことができるよう、以下の条件を公募要領や協定書に定めるものとします。

ア 関係法令等の遵守

イ 開所時間と開所日

- (ア) 開所時間は、午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間とすること。
- (イ) 開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除く月曜日から土曜日とすること。
- (ウ) ただし、上記(ア)(イ)を超える開所時間及び開所日を設けることを妨げない。

ウ 定員及び受入年齢

- (ア) 民営化前の定員を下回らないこと。定員を変更する際には、市と事前に協議すること。
- (イ) 0 歳児（原則として生後 8 週目以降）から 5 歳児までを受け入れること。

エ 職員配置

- (ア) 保育士の人数については、協定書に定める配置基準以上とすること。
- (イ) 保育士の経験年数に配慮すること。
- (ウ) 専任の看護師を常勤で配置するよう努めること。

オ 特別保育事業

- (ア) 延長保育時間、一時預かり事業及び休日保育事業の実施に関しては市と協議を行うこと。
- (イ) 発達に特別な支援を要する児童の保育を実施すること。

カ 地域支援事業

園庭開放や育児相談等の地域子育て支援事業を行うこと。

キ 給食

- (ア) 給食は、自園調理方式を採用すること。
- (イ) 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮すること。

ク 健康診断

関係法令等の定めや入所児童の状況により、適切に実施すること。

ケ 費用の徴収

費用の徴収については、民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。

コ 職員研修

職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどし、積極的に研修等に参加させること。

サ 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険及び災害共済給付制度に加入すること。

シ 保護者との懇談、苦情解決等

- (ア) 保護者との懇談会を定期的に開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意を持って対応すること。
- (イ) 苦情解決の仕組み（「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」）を整備すること。

ス 臨時雇用員の継続雇用について

民営化前に当該園に雇用されていた臨時雇用員が民営化後も就労を希望する場合は、当該園での引き続きの雇用を検討すること。

(11) 民営化後の市の責任と支援体制

民営化後も、市・当該園の保護者代表・事業者との三者懇談会を一定期間継続します。保護者と事業者の間で問題が生じた場合は、市が調整役をはたします。また、民営化後の保育内容の確認を行い、公表します。

ア 民営化後の三者懇談会の継続

- (ア) 民営化後も引き続き、市・保護者代表・事業者の三者懇談会を継続します。
- (イ) 保護者と事業者間で、民営化園の運営に関する問題が生じた場合は、三者懇談会で解決を図ります。
- (ウ) 三者懇談会の設置期間は、原則として民営化移管の5年後までとします。

イ 民営化園の評価

- (ア) 市は民営化後1年以内に保護者アンケートを実施し、事業者の保育状況等を確認し公表します。
- (イ) 事業者に民営化後1年以内の福祉サービス第三者評価事業の受審を義務付け、第三者の視点により評価を実施し公表します。

3 民営化する保育所選定の基本的な考え方

(1) 民営化園選定基準

本市には公立保育所は18園あり、市域に広く配置されています。

民営化園選定にあたっては、公立保育所が配慮や支援を必要とする児童を多く受け入れているというセーフティネット的な役割と、地域の子育て支援の地域拠点としての機能などを考慮し、まず公立保育所が市域に適正に配置されることを最も重視するものとします。そのうえで、民営化した場合に、より安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているのはどの園であるかを総合的に判断し、民営化する5園を選定することとします。

ア 選定基準1

公立保育所の適正な配置を重視して判断する。

- (ア) 市域をまず6ブロックに分け、各ブロックにできる限り均等な箇所数の公立保育所を配置する。
- (イ) 各ブロックからの選定については、各ブロックをさらに2つの地域に区分し、できる限り1つの公立保育所を配置する。

イ 選定基準2

民営化した場合に、より安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているかを総合的に判断する。

- ① 地域の人口が多いこと
- ② 地域の就学前児童数が多いこと
- ③ 地域の就学前児童数が増加が大きい、または減少が少ないこと
- ④ 園児の充足率が高いこと
- ⑤ 地域の今後の開発見込み戸数が多いこと
- ⑥ 保育所敷地面積が適正規模であること

ウ 補足的な選定基準

選定基準2で示す条件では、大きな差がなく判断が困難な場合は、公立幼稚園との幼保一体化整備の可能性が低いものを選定することとする。

(2) 実施年次選定基準

民営化する順位については、民営化する5園を選定後、各園の選定基準2の各条件について順位付けを行い、すべての順位の合計点が小さい保育所から順に民営化することとします。

(3) 選定の基本的な考えに基づいた民営化園の選定と年次計画

参考資料「民営化対象保育所の選定表」のとおり、民営化する保育所及び実施時期については、以下のとおりとします。

民営化時期	民営化保育所名
平成30年（2018年）4月1日	南保育園
平成31年（2019年）4月1日	吹田保育園及び藤白台保育園
平成32年（2020年）4月1日	岸部保育園及び西山田保育園

參 考 資 料

民営化対象保育所の選定表

(1) 民営化園選定基準

ア 選定基準1

公立保育所の適正な配置を重視して判断する。

- (ア) 市域をまず6ブロックに分け、各ブロックにできる限り均等な箇所数の公立保育所を配置します。
- (イ) 各ブロックからの選定については、各ブロックをさらに2つの地域に区分し、できる限り1つの公立保育所を配置します。

6ブロック地域名	区分	公立保育所名	判断
千里ニュータウン・万博・阪大	北	藤白台	選定基準2で選定
		北千里	
	南	南千里	選定基準1の(イ)により民営化対象外
山田・千里丘	山田	山三	選定基準2で選定
		西山田	
千里丘	山田	山田	選定基準1の(イ)により民営化対象外
千里山・佐井寺	千里山・春日	千里山	選定基準1の(ア)により民営化対象外
		千三	選定基準1の(ア)により民営化対象外
片山・岸部	片山	片山	選定基準1の(イ)により民営化対象外
	岸部	ことぶき	選定基準2で選定
		岸部	
豊津・江坂・南吹田	豊津・江坂	垂水	選定基準1の(イ)により民営化対象外
	吹二・吹南	南	選定基準2で選定
		いずみ	
JR以南	東	吹田	選定基準2で選定
		東	
	西	吹一	
		吹六	

選定基準1の(ア)により、千里山・佐井寺地域は公立保育所が少ないため、当該ブロックからは民営化園は選定せず、他の5ブロックから1園ずつ選定することとします。さらに、各ブロックを2つの地域に分けて、地域に1園である南千里、山田、千里山、千三、片山、垂水の各保育所は民営化対象外とします。残る保育所から、選定基準2において民営化園を選定します。ただし、JR以南地域は、(ア)(イ)において選定できないため、4園中から選定基準2で1園を選定します。

イ 選定基準2

民営化した場合により安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているかを総合的に判断します。

- ① 地域の人口が多いこと（小学校区）
- ② 地域の就学前児童数が多いこと（小学校区）
- ③ 地域の就学前児童数が増加が大きい、または減少が少ないこと
(小学校区の直近5年推移)
- ④ 園児の充足率が高いこと（直近5年平均）
- ⑤ 地域の今後の開発見込み戸数が多いこと
- ⑥ 保育所敷地面積が適正規模であること
(市内120名定員の私立保育所の平均である約1,363m²に近いこと)

ウ 補足的な選定基準

選定基準2で示す条件では、大きな差がなく判断が困難な場合は、公立幼稚園との幼保一体化整備の可能性が低いものを選定することとします。

公立保育所名	①人口 単位:人	②就学前 児童数 単位:人	③就学前児 童数推移 単位:%	④園の 充足率 単位:%	⑤今後の開 発見込み数 単位:戸	⑥園の敷地 面積 単位:m ²	判断
藤白台	10,567	468	△8	95	680	1,836	民営化
北千里	9,584	379	△12	101	247	3,866	
山三	8,704	414	△22	100	0	2,474	
西山田	9,837	411	△14	103	0	2,311	民営化
ことぶき	7,641	289	△17	103	20	2,643	
岸部	9,024	607	50	101	22	2,042	民営化
南	12,980	909	5	108	276	1,101	民営化
いづみ	9,004	332	△5	96	44	2,122	
吹田	11,849	506	△12	95	23	1,349	民営化
東	8,681	271	△20	84	0	1,326	
吹一	8,089	250	△9	98	0	1,054	
吹六	6,539	288	14	93	0	1,313	

同一区分内で選定基準2と補足的な選定基準において判断すれば、民営化した場合より安定的・継続的な運営が期待できる、藤白台、西山田、岸部、南、吹田の5園を民営化園と判断しました。

(2) 実施年次選定基準

民営化する順位については、民営化する5園を選定後、各園の選定基準2の各条件について順位付けを行い、すべての順位の合計点が小さい保育所から順に民営化することとします。

公立保育所名	①人口 単位:人	A 5園 中の 順位	②就学前 児童数 単位:人	B 5園 中の 順位	③就学前 児童数推 移 単位: %	C 5園 中の 順位	④園の充 足率 単位: %	D 5園 中の 順位	⑤今後の 開発見込 み数 単位:戸	E 5園 中の 順位	⑥園の敷 地面積 単位: m ²	F 5園 中の 順位	A~F の 合計	民営 化の 順位
藤白台	10,567	3	468	4	△8	3	95	4	680	1	1,836	3	18	3
西山田	9,837	4	411	5	△14	5	103	2	0	5	2,311	5	26	5
岸部	9,024	5	607	2	50	1	101	3	22	4	2,042	4	19	4
南	12,980	1	909	1	5	2	108	1	276	2	1,101	2	9	1
吹田	11,849	2	506	3	△12	4	95	4	23	3	1,349	1	17	2

(3) 選定の基本的な考えに基づいた民営化の年次計画

民営化時期	民営化保育所名
平成30年（2018年）4月1日	南保育園
平成31年（2019年）4月1日	吹田保育園および藤白台保育園
平成32年（2020年）4月1日	岸部保育園および西山田保育園

待機児童解消アクションプラン（平成28年度～平成30年度）に係る概算予算額

平成28年4月14日時点 (単位：億円)

		実施年度			イニシャルコスト		ランニングコスト		小計	
		H28	H29	H30	歳出額	うち一般財源	歳出額	うち一般財源	歳出額	うち一般財源
A 保育の受皿拡大策	1 私立保育所開設・増築による定員増(約360人)	○	○	○	2.5	0.2	6.8	2.7	9.3	2.9
	2 小学校敷地の活用	○	○	○	2.0	0.0	1.2	1.2	3.2	3.2
	3 市有地等の活用(約310人)	○	○	○	4.4	0.6	6.5	2.2	10.9	2.8
	4 小規模保育事業所の設置(約565人)	○	○	○	1.7	0.2	22.8	7.7	24.5	7.9
B 認定こども園化促進等	5 私立幼稚園から認定こども園への移行促進(約515人)	○	○	○	10.0	4.4	1.4	0.5	11.4	4.9
	6 市立幼稚園の認定こども園化及び拡充(約400人)	○	○	○	3.9	3.2	3.6	2.3	7.5	5.5
	7 市立認定こども園用バス送迎ステーションの設置	○	○	○	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3
C 人材確保策	8 私立保育所等の保育士確保に係る支援	○	○	○	0.0	0.0	0.9	0.9	0.9	0.9
	9 ハローワーク等との連携による保育士確保 私立保育所等の保育士確保に係る支援	○	○	○	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	9.0	25	33.7	24.5	10.6	43.5	17.8	68.0	28.4

※ 概算予算額は、待機児童解消アクションプラン策定時に、事業全体のおおよその予算規模を把握するため算出したものです。

公立保育所民営化検証に係る懇談会設置要領

(目的)

第1条 公立保育所民営化の効果や結果を検証することを目的に、必要な意見聴取を行うため、公立保育所民営化検証に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 懇談会において意見を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 公立保育所民営化に係る効果や結果に関する事項
- (2) その他、公立保育所民営化の検証に係る事項

(構成)

第3条 懇談会は、委員4人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・教育関係者
- (3) 市民

3 委員の選任期間は令和5年6月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 懇談会は、市長が招集する。

2 委員長は、懇談会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、児童部子育て政策室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月20日から施行する。

公立保育所民営化検証に係る懇談会スケジュール

時期	内容
令和5年(2023年)7月7日	第1回懇談会 検証スケジュール、検証項目等の確認
令和5年(2023年)10月20日	第2回懇談会 検証項目に基づく分析内容の確認(1回目)
令和5年(2023年)12月22日	第3回懇談会 検証項目に基づく分析内容の確認(2回目)
令和6年(2024年)2月1日	第4回懇談会 検証結果報告書案の意見交換、最終確認
令和6年(2024年)3月	公立保育所民営化検証に係る報告書公表

参考資料

民営化の経過

- 平成23年11月 5園程度のアウトソーシング推進方針を政策決定
- 平成24年2月 「吹田市アウトソーシング推進計画」策定（公立保育所5園の民営化計画公表）
- 平成24年6～12月 「吹田市公立保育所のあり方懇談会」を開催し意見聴取
- 平成25年6～9月 「吹田市公立保育所民営化庁内検討会議」及び「吹田市公立保育所民営化外部アドバイザーミーティング」開催
- 平成25年9月 「吹田市公立保育所民営化実施計画」策定
- 平成28年5月 民営化の目的を財政健全化から保育環境の継続的な維持・充実に見直し、計画の「はじめに」を書き換え
- 平成28年6月 南保育園の移管先事業者選定・協定締結
- 平成29年3月 吹田保育園・藤白台保育園の移管先事業者選定・協定締結
- 平成30年3月 岸部保育園・西山田保育園の移管先事業者選定・協定締結
- 平成30年4月 南保育園を民営化
- 平成31年4月 吹田保育園、藤白台保育園を民営化
- 令和元年8月 岸部保育園の移管先事業者との協定解除
- 令和2年4月 西山田保育園を民営化
- 令和3年3～4月 岸部保育園の移管先事業者再選定・協定締結
- 令和5年4月 岸部保育園を民営化
- 令和5年7月～令和6年2月 「公立保育所民営化検証に係る懇談会」を開催
- 令和6年3月 民営化検証報告書を取りまとめ